

議第30号

 檀原市監査委員に関する条例の一部改正について

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

檀原市監査委員に関する条例（昭和39年檀原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8</u> 第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から20日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に通知又は提出しなければならない。	（職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の9</u> 第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から20日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に通知又は提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

理由 地方自治法の一部改正に伴い、引用する同法の条項の条番号に変更が生じたため、所要の改正を行うもの

議第31号

檀原市印鑑条例の一部改正について

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市印鑑条例（昭和52年檀原市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（印鑑登録証明書の交付申請） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をした場合であって、<u>個人番号カード</u>の提示により、当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）	（印鑑登録証明書の交付申請） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下「個人番号カード等」という。）</u>の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をした場合であって、<u>個人番号カード等</u>の提示により、当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

改正前	改正後
第１１条 前条の規定にかかわらず、登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する多機能端末機に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した<u>個人番号カード</u>又は公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）<u>第１２条の２第４項第２号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を使用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。	第１１条 前条の規定にかかわらず、登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する多機能端末機に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（<u>公的個人認証法第２２条の３第１項の規定により発行申請ができるものを含む。</u>）を記録した<u>個人番号カード等</u>又は公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）<u>第１２条の２第４項第３号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を使用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。
２ （略）	２ （略）
（印鑑登録証明書の交付）	（印鑑登録証明書の交付）
第１２条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証（第１０条第２項の規定による申請の場合は、<u>個人番号カード</u>）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付する。	第１２条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証（第１０条第２項の規定による申請の場合は、<u>個人番号カード等</u>）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付する。
２ （略）	２ （略）
（印鑑登録証明書交付申請の不受理）	（印鑑登録証明書交付申請の不受理）
第１３条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しない。	第１３条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しない。
（１） 印鑑登録証（第１０条第２項の規定による申請の場合は、<u>個人番号カード</u>）の	（１） 印鑑登録証（第１０条第２項の規定による申請の場合は、<u>個人番号カード等</u>）

改 正 前	改 正 後
提示がないとき。 (2) ・ (3) (略)	の提示がないとき。 (2) ・ (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付の実施に伴い、印鑑登録証明書の交付申請に係る必要書類の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの

議第 3 2 号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年檀原市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 5, 0 0 0</u>円に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 0, 0 0 0</u>円に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた檀原市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の橿原市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の補償額を引き上げるため、所要の改正を行うもの

議第33号

檜原市国民健康保険税条例の一部改正について

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檜原市国民健康保険税条例（昭和31年檜原市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険税の減額） 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）、介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び	（国民健康保険税の減額） 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）、介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び

改 正 前	改 正 後
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～キ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～キ (略) 2～4 (略)	特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>310,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～キ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>570,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～キ (略) 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額に関し、見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について所要の改正を行うもの